44 山形県公報

令和5年8月1日(火) 第426号

毎週火・金曜日発行

_	<u> </u>				
	告	示			
○指定居宅サービス事業者の指定			(村山総合支)	宁地域健康福祉課)817
○指定居宅サービス事業者の指定に係る事)818
○指定介護予防サービス事業者の指定に係	る事業の廃止		(同) … 同
○生活保護法による指定医療機関の指定…				(地域福祉推進課) … 同
○生活保護法による指定医療機関の変更の	届出			(同)819
○生活保護法による指定医療機関の廃止の	届出			(同)820
○生活保護法による指定医療機関の休止の) … 同
○生活保護法による指定介護機関の指定…	•••••			(同) … 同
○生活保護法による指定介護機関の変更の	届出			(同)821
○生活保護法による指定介護機関の廃止の	届出			(同)823
○生活保護法による指定介護機関の休止の	届出			(同) …824
○生活保護法による指定施術機関の指定…	•••••			(同) …825
内;	水面漁場管理	里委員会関係			
	告	示			
○内水面漁場計画の変更(案)に係る公聴		-			⊨
〇四小田庶場計画の変更(条)に係る公職	云の用催				旧
	企 業 局	関 係			
	規	程			
○山形県企業局電気事業関係電気工作物保	安規程の一部	を改正する規程・			同
	公	告			
O He who helds were nice or with the				(let all the set III all and	
○指定管理者の募集					
○同) ···827
○同					
○同					
○同)830
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の					
○指定管理者の募集		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	(教育委員会) …832
_	 告				
_					
山形県告示第565号					
介護保険法(平成9年法律第123号)第41章	条第1項の規定	定により、指定原	暑宅サービス	事業者を次のとお	り指定し
Ž					
令和5年8月1日					

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サ	ービン	スの種	類	指定	年月	月日	1
有限会社イーベックス・ブラ	バンビの森ケアステーション	訪	間	介	護	△壬□	_	7	1
ンド	寒河江市高屋字北江59番地の13	記刀	[白])T	丧	令和	э.	1.	1

山形県告示第566号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団博誠会	短期入所療養介護 原田医院	短期入所療養介護	令和 5 6 22
区然因人正国内颇名	上山市石崎二丁目1番8号	/亚/如/八///// 展// II	1344 0. 0.22

山形県告示第567号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のと おり廃止する旨の届出があった。

令和5年8月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団博誠会	短期入所療養介護 原田医院	介護予防短期入所	令和 5. 6.22
区原伝八江凹時誠云	上山市石崎二丁目1番8号	療養介護	TI TH D. 10.22

山形県告示第568号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年8月1日

指定医療機関の名称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指定年月日
池田皮膚科クリニック米沢院	米沢市金池三丁目2番31号	令和 5. 4. 1
コスモ調剤薬局米沢店	米沢市金池三丁目3番6号	同
の ぞ み 薬 局	鶴岡市美咲町24番 3 号	同
新庄こころのクリニック	新庄市鉄砲町2番6号	同 4.10
クスリのアオキ寒河江西薬局	寒河江市大字寒河江字鶴田15番地の2	同 5.1
調剤薬局ツルハドラッグ酒田店	酒田市ゆたか二丁目1番1	同 5.8

サンドラッグさくらんぼ東根駅前薬局 東根市さくらんぼ駅前二丁目16番25号 同 6.1

山形県告示第569号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護 法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出が あった。

令和5年8月1日

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地 社会医療法人松柏会至誠堂総合病院附属中山診療所 東村山郡中山町大字長崎3030番地 1
 - (2) 変更の内容

指定医療板	指定医療機関の名称変更年月					
変更前	変更後	及火十万日				
医療法人社団松柏会至誠堂総合病院附	社会医療法人松柏会至誠堂総合病院附	Δ±π ε 4 1				
属中山診療所	属中山診療所	令和 5. 4. 1				

- 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地 アイン薬局鶴岡大山店 鶴岡市平成町10番 6
 - (2) 変更の内容

指定医療機		変更年月日
変更前	変 更 後	文文 千月日
ハート調剤薬局大山店	アイン薬局鶴岡大山店	令和 5. 5. 1

- 3 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地 医療法人財団明理会山形ロイヤル病院 東根市大森二丁目3番6号
 - (2) 変更の内容

指定医療板	指定医療機関の名称						
変更前	変 更 後	変更年月日					
医療法人社団明山会山形ロイヤル病院	医療法人財団明理会山形ロイヤル病院	令和 5. 6. 1					

山形県告示第570号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護 法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出が あった。

令和5年8月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
有 限 会 社 西 村 薬 局	東村山郡山辺町大字山辺191	令和 3.12.31
PFC JAPAN CLINIC 新 庄	新庄市末広町8番23号	令和 4. 4.30
有限会社たちばな薬局	酒田市一番町3番25号	同 12.31
漆 山 歯 科 医 院	米沢市東三丁目 6番35号	令和 5. 3.31
丸の内ナカムラ薬局	米沢市丸の内二丁目 4番13号	同
MS山辺調剤薬局鍛冶町店	東村山郡山辺町大字山辺1228	同 4.1
調剤薬局ツルハドラッグ酒田店	酒田市ゆたか二丁目1番1	同 5.7
阿 部 医 院	鶴岡市湯温海甲122番地1	同 5.31

山形県告示第571号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護 法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出が あった。

令和5年8月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

	指定	医	療	機	4 (か :	名 称		指	定	医	療	機	関	の	所	在	地	休止年月日
須	田	整	形	外	ž	科	医	院	上山市	美畑	町一	-丁目	12番	季18 月	룻				令和 5. 4. 1

山形県告示第572号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和5年8月1日

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
認知症高齢者グループホーム 「和心」ふじ荘	介護予防認知症対 応型共同生活介護	鶴岡市八色木字西野335番地1	令和 4. 6.20
みゆきヘルパーステーション	訪 問 介 護	上山市弁天二丁目2番11号	令和 5. 2. 1
グループホームこもれび	介護予防認知症対 応型共同生活介護	鶴岡市八色木字西野335番地5	同 4.27

山 形 県 公 報

山形県告示第573号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年8月1日

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 特定非営利活動法人福祉グループコアラやまがた県央 天童市老野森一丁目5番16号
 - (2) 変更の内容

指定介護機	変更年月日	
変更前	変更後	友类十月日
天童市東本町三丁目2番45号	天童市老野森一丁目5番16号	令和 4. 3. 1

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 居宅介護支援センターなえづ 鶴岡市ほなみ町3番1号
 - (2) 変更の内容

指定介護機	- 変更年月日	
変更前		
なえづ居宅介護支援センター	居宅介護支援センターなえづ	令和 5. 4. 1

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 居宅介護支援センターくしびき 鶴岡市上山添字成田21番地9
 - (2) 変更の内容

指定介護	- 変更年月日	
変更前		
くしびき居宅介護支援センター	居宅介護支援センターくしびき	令和 5. 4. 1

- (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 デイサービスセンターたかだて 鶴岡市友江町23番14号
 - (2) 変更の内容

指定介護板	変更年月日	
変更前	发	
老人デイサービスセンターたかだて	デイサービスセンターたかだて	令和 5. 4. 1

5 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 デイサービスセンターなえづ 鶴岡市ほなみ町3番1号

(2) 変更の内容

指定介護権	変更年月日	
変更前	及文十月日	
なえづ老人デイサービスセンター	デイサービスセンターなえづ	令和 5. 4. 1

- 6 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 居宅介護支援センターとようら 鶴岡市三瀬字菖蒲田67番1
 - (2) 変更の内容

指定介護核	変更年月日	
変更前	友类十月日	
とようら居宅介護支援センター	居宅介護支援センターとようら	令和 5. 4. 1

- 7 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 デイサービスセンターはちもり 鶴岡市三瀬字菖蒲田64番地2
 - (2) 変更の内容

指定介護核	変更年月日	
変更前	发 火 十月日	
老人デイサービスセンターはちもり	デイサービスセンターはちもり	令和 5. 4. 1

- 8 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 デイサービスセンターとようら 鶴岡市三瀬字菖蒲田67番1
 - (2) 変更の内容

指定介護格	変更年月日	
変更前	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
とようら老人デイサービスセンター	デイサービスセンターとようら	令和 5. 4. 1

- 9 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 デイサービスセンターふれあい 鶴岡市西新斎町14番26号
 - (2) 変更の内容

指定分	- 変更年月日	
変更前	変更後	友 类十万 口
老人デイサービスセンターふれあい	デイサービスセンターふれあい	令和 5. 4. 1

- 10 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 デイサービスセンターおおやま 鶴岡市大山三丁目34番1号
 - (2) 変更の内容

指定介護板	変更年月日	
変更前	发 类牛万 口	
老人デイサービスセンターおおやま	デイサービスセンターおおやま	令和 5. 4. 1

山形県告示第574号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年8月1日

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
認知症対応型通所介護事業所 つどいの家東泉	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対	酒田市東泉町六丁目1番8号	令和 4.12.31
	応型通所介護 		
有限会社たちばな薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	酒田市一番町3番25号	同
ほし薬局金山店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	最上郡金山町大字金山328番地9	令和 5. 1.31

クオリティケアサービス	居宅介護支援	鶴岡市西目123番地8	同	2. 28
グループホーム眺海	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護	酒田市山寺字宅地159番地		同
株式会社サン十字訪問入浴介 護サービス	訪問入浴介護介護予防訪問入浴介護	米沢市桜木町1番64号	同	3. 3
温海デイサービスセンター愛 寿園	通 所 介 護	鶴岡市湯温海字湯之尻521番地の12		同
居宅介護支援センターたかだ て	居宅介護支援	鶴岡市友江町23番14号		同
在宅介護支援センター第二白 水荘	居宅介護支援	東根市大字蟹沢897番地の1		同
ほほえみ訪問介護	訪 問 介 護	天童市高擶字金谷1862	同	4.
ほほえみ入浴サービス	訪問入浴介護介護予防訪問入浴介護	天童市高擶字金谷1862		同
ニチイケアセンター西米沢	福 祉 用 具 貸 与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売	米沢市成島町二丁目1番110-16号	同	4. 30
ニチイケアセンター鶴岡	福祉用具貸与介護予防福祉用具貸与特定福祉用具販売特定介護予防福祉用具販売用具販売	鶴岡市若葉町23番38号		同
ニチイケアセンター東根	福祉用具貸与介護予防福祉用具貸与特定福祉用具販売特定介護予防福祉用具販売用具販売	東根市神町東一丁目17番30号		同
ほなみケアセンター高畠	通 所 介 護	東置賜郡高畠町大字高畠521番地3		同

山形県告示第575号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和5年8月1日

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	休止年月日
	訪問入浴介護		
慈光園デイサービスセンター	介護予防訪問入浴	長井市小出3453番地	令和 5. 4. 1
	介護		

山形県告示第576号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和5年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施	術機関の氏名	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
五十届	嵐 愛 花	訪問マッサージなりケ ア酒田	酒田市大町5番18号コーポアメニティ103	令和 5. 5. 1
加 菔	· 影	春日接骨院	米沢市春日五丁目2番22号	同 5.24

内水面漁場管理委員会関係

告 示

山形県内水面漁場管理委員会告示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第2項で準用する同法第64条第5項及び第8項の規定により、山形県の内水面漁場計画の変更(案)に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和5年8月1日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 國 方 敬 司

- 1 開催日時 令和5年8月18日(金) 午後3時から
- 2 開催場所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 村山総合支庁講堂
- 3 案件 内水面漁場計画変更 (案) について

付記

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を書面に記載し、住所、氏名(法人その他の団体にあっては名称及び代表者氏名)、電話番号を明記のうえ、令和5年8月8日(火)午後5時までに以下の提出先に提出すること。

提出先 〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県内水面漁場管理委員会事務局

2 山形県の内水面漁場計画変更(案)は提出先に備え付け閲覧に供する。

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第11号

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和5年8月1日

山形県企業管理者 沼 澤 好 德

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程(昭和40年9月県企業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

目次中「法定事業者検査」を「法定自主検査」に改める。

第7条第6号中「溶接事業者検査」を「溶接自主検査」に、「定期事業者検査」を「定期自主検査」に、「法定事業者検査」を「法定自主検査」に改める。

「第8章 法定事業者検査及び使用前自己確認」を「第8章 法定自主検査及び使用前自己確認」に改める。 第27条(見出しを含む。)及び第28条(見出しを含む。)中「法定事業者検査」を「法定自主検査」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

山形県県民の海・プールの指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 山形県県民の海・プール
 - (2) 所在地 鶴岡市下川字龍花崎41番地86
- 2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

- (1) 県内に主たる事務所(本店)を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定に基づく更生又は再生 手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。)。
 - イ 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消し(合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。)を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
 - (1) 配布期間 令和5年8月1日 (火) から同年9月12日 (火) まで(山形県の休日を定める条例(平成元年3

月県条例第10号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 山形県観光文化スポーツ部観光復活推進課観光振興担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目 8番1号 電話番号023 (630) 2372

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

- 5 申請書の受付期間及び受付方法
 - (1) 受付期間 令和5年9月5日(火)から同月12日(火)まで(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
 - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山 形県県民の海・プール条例(平成12年3月県条例第26号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等 に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
 - (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県国民宿舎竜山荘の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 山形県国民宿舎竜山荘
 - (2) 所在地 山形市蔵王温泉字川前938番の4
- 2 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

- (1) 県内に主たる事務所(本店)を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定に基づく更生又は再生 手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)。
 - イ 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消し(合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。)を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
 - (1) 配布期間 令和5年8月1日(火)から同年9月12日(火)まで(山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 配布場所 山形県観光文化スポーツ部観光復活推進課観光振興担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目 8番1号 電話番号023 (630) 2373

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

- 5 申請書の受付期間及び受付方法
 - (1) 受付期間 令和5年9月5日(火)から同月12日(火)まで(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
 - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山 形県国民宿舎条例(昭和39年10月県条例第76号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する 条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
 - (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館
 - (2) 所在地 東置賜郡高畠町大字安久津2117番地
- 2 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

- (1) 県内に主たる事務所(本店)を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定に基づく更生又は再生 手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を 除く。)。
 - イ 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消し(合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。)を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
 - (1) 配布期間 令和5年8月1日(火)から同年9月12日(火)まで(山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 配布場所 山形県観光文化スポーツ部博物館・文化財活用課 文化財保存担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2881 なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
 - (1) 受付期間 令和5年8月1日 (火) から同年9月12日 (火) まで(県の休日を除く。)の午前8時30分から 午後5時15分まで
 - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
 - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例(平成5年3月県条例第27号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例施行規則(令和2年4月県規則第41号)及び募集要項によること。
 - (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

中山公園の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 中山公園
 - (2) 所在地 東村山郡中山町大字長崎地内
- 2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

- (1) 県内に主たる事務所(本店)を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。)。
 - イ 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消し(合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。)を受けた日から2年を経過

しない者でないこと。

- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
 - (1) 配布期間 令和5年8月1日(火)から同年9月12日(火)まで(山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 配布場所
 - イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号 023 (630) 3130
 - 口 山形県村山総合支庁建設部都市計画課公園下水道担当 郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8220

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

- 5 申請書の受付期間及び受付方法
 - (1) 受付期間 令和5年9月4日(月)から同月12日(火)まで(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後 5時15分まで
 - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
 - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)、山形県都市公園条例施行規則(昭和55年4月県規則第27号)及び募集要項によること。
 - (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県総合運動公園の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 山形県総合運動公園
 - (2) 所在地 天童市山王、荒谷及び芳賀地内
- 2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

- (1) 県内に主たる事務所(本店)を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定に基づく更生又は再生 手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を 除く。)。
 - イ 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

- ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消し(合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。)を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
 - (1) 配布期間 令和5年8月1日(火)から同年9月12日(火)まで(山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 配布場所
 - イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号 023 (630) 3130
 - 口 山形県村山総合支庁建設部都市計画課公園下水道担当 郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023 (621) 8220

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

- 5 申請書の受付期間及び受付方法
 - (1) 受付期間 令和5年9月4日(月)から同月12日(火)まで(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
 - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山 形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する 条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)、山形県都市公園条例施行規則(昭和55年4月県規則第27号)及 び募集要項によること。
 - (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年8月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 小型除雪車1.0メートル級 1台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2720
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年5月23日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 昭和建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
- 5 随意契約に係る契約金額 12,155,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当

山形県神室少年自然の家の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月1日

山形県教育委員会 教育長 髙 橋 広 樹

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 山形県神室少年自然の家
 - (2) 所在地 最上郡真室川町大字川ノ内字水上山3414番地の5
- 2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

- (1) 県内に主たる事務所(本店)を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定に基づく更生又は再生 手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を 除く。)。
 - イ 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消し(合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。)を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
 - (1) 配布期間 令和5年8月1日(火)から同年9月12日(火)まで(山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 配布場所 山形県教育局生涯教育・学習振興課青少年教育施設担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁 目8番1号 電話番号023(630)2831

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

- 5 申請書の受付期間及び受付方法
 - (1) 受付期間 令和5年8月1日(火)から同年9月12日(火)まで(県の休日を除く。)の午前8時30分から 午後5時15分まで
 - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
 - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山 形県青少年教育施設条例(昭和52年3月県条例第25号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に

関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。 (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。				

 令和 5 年 8 月 1 日印刷
 発行所
 山
 形
 県
 庁

 令和 5 年 8 月 1 日発行
 発行人
 山
 形
 県

